明石市立厚生館 勤務職員 (嘱託員)を募集します

厚生館は、社会福祉法に基づく公の施設で、地域福祉の向上や人権 啓発、住民交流の拠点として、さまざまな人権課題の解決に向けた 各種事業を行っています。

明石市 市民生活局 市民協働推進室

人権推進課

明石市立厚生館嘱託員募集要項

募集内容

| 応募資格 | 採用予定人数 | 職務内容 |
|--|--------|---|
| 1960 年(昭和 35 年) 4月2 日以降に生まれた人で、人権 意識の高い人 | 8人 | ○ 厚生館の施設管理(館内外の清掃などを含む)○ 厚生館事業の企画及び運営(パソコンでの文書作成を含む)など |

※ 2025年(令和7年)4月1日から勤務できる人

雇用期間

1年ごとの任用とし、勤務状況等が良好であれば3年を限度として更新できるものとします。

また、雇用年度期間最終年に再度試験を受験し、合格した場合、引き続き勤務することが可能です。

なお、雇用期間中に65歳に達する者にあっては、65歳となる年度末までを雇用限度とします。

勤務時間

原則、午前9時から午後5時まで(うち休憩60分) ただし、土曜日は午前9時から正午まで

勤務日

勤務日は原則として週24時間勤務において指定します。

休館日は、日曜日、祝日、年末年始となります。

ただし、休館日においても、事業実施などにより勤務していただくことがあります。

- ※ 時間外勤務をお願いする場合があります。
- ※ 市の規定に基づき年次休暇等を付与します。

勤務場所

| 厚生館名 | 住 所 |
|------------|---------------------|
| 明石市立鳥羽厚生館 | 明石市野々上1丁目 11 番地の 14 |
| 明石市立弁財天厚生館 | 明石市小久保5丁目14番地の5 |
| 明石市立松陰厚生館 | 明石市大久保町松陰 95 番地の 2 |
| 明石市立西大窪厚生館 | 明石市大久保町大窪 353 番地 |
| 明石市立西八木厚生館 | 明石市大久保町八木 599 番地の 3 |
| 明石市立美里厚生館 | 明石市魚住町西岡 996 番地の 1 |
| 明石市立上西厚生館 | 明石市二見町西二見 515 番地 |

- ※ 上記の7つの市内厚生館のいずれかになります。
- ※ 希望の勤務場所に配属されるとは限りません。
- ※ 1年毎の更新時に勤務場所が変わる可能性があります。

報 酬

- (1) 月額報酬 112, 198円 (2024年4月1日現在)
- (2) 市の規定により交通費支給。臨時給、退職金は支給しません。

社会保険

社会保険は健康保険(兵庫県市町村職員共済組合)及び厚生年金保険、雇用保険に加入し、本人負担分を報酬から引き去ります。

公務災害

労働者災害補償保険法を適用します。

申し込みと選考について

(1) 受付期間

2025年1月6日(月)から1月31日(金)まで

(2) 申し込み方法

所定の申込書に必要事項を記入し、写真を貼付の上、受付期間内の土曜日、日曜日及び 祝日を除いた日の8時55分~12時、または13時~17時40分の間に明石市役所人権推進 課(本庁舎4階北側)に、本人が直接持参してください。(郵送不可)

(3) 選考方法

応募書類の審査と面接審査により選考します。

(4) 面接審査

2025年2月12日(水)、13日(木)(面接日時は人権推進課で指定します。)

(5) 選考結果

面接審査終了後、応募者全員に文書で通知します。

問い合わせ先

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

明石市市民生活局市民協働推進室人権推進課

電話番号

078 - 918 - 5024

ファックス番号 078-918-5131